相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都台東区松が谷二丁目一六番、最後の住所東京都台東区台東四丁目二八番二号
被相続人　亡　西谷内敬一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月五日
事務所東京都港区六本木一丁目七番二七号全特六本木ビル五階東京六本木法律特許事務所
相続財産管理人　弁護士　早稲田祐美子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都北区十条仲原一丁目一六番地、最後の住所東京都北区十条仲原一丁目二九番三号
被相続人　亡　紫藤　晃

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月五日
事務所東京都千代田区神田淡路町一丁目二番地クリスタルビル五階宮崎法律事務所
相続財産管理人　弁護士　宮崎　治子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県さいたま市北区別所町一〇八番地一、最後の住所東京都武蔵野市吉祥寺南町四丁目二四番一四―三〇一号フェニックス吉祥寺アヴァンティーク
被相続人　亡　村上　憲治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月五日
東京都渋谷区神南一―二二―八渋谷東日本ビル五階弁護士法人渋谷シビック法律事務所
相続財産管理人　弁護士　上杉　雅央

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江戸川区南小岩八丁目一七五九番地、最後の住所東京都西東京市芝久保町二丁目一八番八号
被相続人　亡　森川　鉄治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月五日
東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目三二番一一号吉祥寺ＹＫビル二階ＮＡＫＡ法律事務所
相続財産管理人　弁護士　中　由規子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都八王子市子安町一丁目一一三番地一、最後の住所東京都八王子市小比企町四六九番地五エステート八王子三　四〇二号
被相続人　亡　長谷川基二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月五日
東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目三二番一一号吉祥寺ＹＫビル二階ＮＡＫＡ法律事務所
相続財産管理人　弁護士　中　由規子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都板橋区清水町四八番地、最後の住所東京都大島町差木地一番地大島恵の園
被相続人　亡　山上　昭彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月五日
東京都千代田区麹町二―一二―一グレンパーク半蔵門五〇一菅野綜合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　菅野　光明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県神戸市兵庫区大開通八丁目二番、最後の住所東京都港区芝四丁目五番一五―八〇二号
被相続人　亡　石原　明彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月五日
東京都千代田区丸の内二丁目六番一号丸の内パークビルディング森・濱田松本法律事務所　相続財産管理人弁護士　上村　哲史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県小田原市浜町一丁目五七四番地、最後の住所神奈川県小田原市栢山二七七四番地の六
被相続人　亡　廣石　豊

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月五日
神奈川県足柄下郡湯河原町土肥一丁目一〇―二ダイアパレスＳＴ一階湯河原法律事務所
相続財産管理人　弁護士　林　服子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都墨田区八広四丁目二九番、最後の住所横浜市緑区東本郷一丁目一六番一七号パークス鴨居一〇一号
被相続人　亡　小山美佐子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月五日
横浜市中区不老町三丁目一四番五号中外ビル六〇三号
相続財産管理人　弁護士　堀之内和英

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県上水内郡豊野町大字大倉二〇一八番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　荻原　奏す

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月五日
長野県長野市篠ノ井会二三三―一竹内ビル二階　福本法律事務所
相続財産管理人　弁護士　福本　昌教

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県上越市柿崎区米山寺七二八番地、最後の住所長野県千曲市大字新山二七一番地四一
被相続人　亡　太田　達男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月五日
長野県上田市緑が丘三丁目二一番一号
相続財産管理人　弁護士　川島　利夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県中津川市苗木四八番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　深谷　雅洋

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月五日
事務所岐阜県中津川市日の出町三―四五
相続財産管理人　弁護士　山本　亮

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市左京区八瀬秋元町五三二番地、最後の住所京都府城陽市寺田樋尻六〇番地の五七
被相続人　亡　谷口　隆一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月五日
京都府京田辺市田辺中央一丁目五番地五橋本ビル五階　京田辺法律事務所
相続財産管理人　弁護士　中筋　斉子